

さいたま市生活環境の保全に関する条例

土壌環境及び地下水質の保全（第5章第4節関係）

1 土壌汚染基準（溶出量）（規則別表第18）

項	特定有害物質の種類	基準値
1	カドミウム及びその化合物	検液1リットルにつきカドミウム0.01ミリグラム
2	シアン化合物	検液中に検出されないこと。
3	有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	検液中に検出されないこと。
4	鉛及びその化合物	検液1リットルにつき鉛0.01ミリグラム
5	六価クロム化合物	検液1リットルにつき六価クロム0.05ミリグラム
6	砒素及びその化合物	検液1リットルにつき砒素0.01ミリグラム
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	検液1リットルにつき水銀0.0005ミリグラム
8	アルキル水銀化合物	検出されないこと。
9	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。
10	トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.03ミリグラム
11	テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム
12	ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム
13	四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム
14	1, 2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム
15	1, 1-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン若しくはトランス-1, 2-ジクロロエチレン又はこれらを合わせたもの	検液1リットルにつきシス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレンの量の合計0.04ミリグラム
17	1, 1, 1-トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム
18	1, 1, 2-トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム
19	1, 3-ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム
20	チウラム	検液1リットルにつき0.006ミリグラム
21	シマジン	検液1リットルにつき0.003ミリグラム
22	チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02ミリグラム
23	ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム
24	セレン及びその化合物	検液1リットルにつきセレン0.01ミリグラム
25	ほう素及びその化合物	検液1リットルにつきほう素1ミリグラム
26	ふっ素及びその化合物	検液1リットルにつきふっ素0.8ミリグラム
27	クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液1リットルにつき0.002ミリグラム

備考 この表の右欄に掲げる数値に係る測定方法は、平成15年環境省告示第18号（土壤汚染対策法施行規則第5条第3項第4号の規定に基づく環境大臣が定める土壤溶出量調査に係る測定方法）によるものとする。この場合において、同表の右欄に規定する「検液中に検出されないこと。」とは、同告示に定める方法により測定した場合において、その結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。

## 2 土壤汚染基準（含有量）（規則別表第19）

項	特定有害物質の種類	基準値
1	カドミウム及びその化合物	土壤1キログラムにつきカドミウム150ミリグラム
2	シアン化合物	遊離シアンとして土壤1キログラムにつき50ミリグラム
3	鉛及びその化合物	土壤1キログラムにつき鉛150ミリグラム
4	六価クロム化合物	土壤1キログラムにつき六価クロム250ミリグラム
5	砒素及びその化合物	土壤1キログラムにつき砒素150ミリグラム
6	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	土壤1キログラムにつき水銀15ミリグラム
7	セレン及びその化合物	土壤1キログラムにつきセレン150ミリグラム
8	ほう素及びその化合物	土壤1キログラムにつきほう素4000ミリグラム
9	ふっ素及びその化合物	土壤1キログラムにつきふっ素4000ミリグラム

備考 この表の右欄に掲げる数値に係る測定方法は、平成15年環境省告示第19号（土壤汚染対策法施行規則第5条第4項第2号の規定に基づく環境大臣が定める土壤含有量調査に係る測定方法）によるものとする。